

議案第9号

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、重複給付の禁止項目及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会委員長の報酬額の規定を削除する必要があるからである。

愛西市条例第9号

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中

教育委員会 委員長	月額 50,000円
委員	月額 40,000円

を

「

教育委員会 委員	月額 40,000円
-------------	------------

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされる教育長が在職する間については、改正後の別表の規定は、適用しない。